

広島県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年七月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山尾道線	尾道市美ノ郷町三成字古金山七四番一地从先から 尾道市美ノ郷町三成字津田二五五番一地从先まで	平成一八年七月三日